

新型コロナウイルス感染症の影響による  
家計急変世帯の  
高校等の授業料を減免します！

県立高校に通う生徒の保護者の皆様へ

～就学支援金の対象とならない、授業料を納付することとなった世帯の授業料減免制度～

対象について

○家計急変世帯とは・・・

県立学校に在学する保護者等で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、自己の責めによらない会社等の倒産、失業及び所得が生活保護基準の1.5倍以下（※）の所得水準まで激減したことにより、学納金を納付することが困難となった者

※収入の目安：4人世帯で425～360万円未満程度

（お住まいの地域によって異なります。）

○授業料納付対象は？

- ・保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上（収入の目安：910万円未満程度）
- ・生徒の在学期間が通算して36月（定時制・通信制48月）を超えている  
単位制の場合は履修単位数が74単位を超えている

→家計急変世帯と授業料納付対象いずれにも該当する方が減免対象となります。

申込について

- 直近3か月の収入状況の分かる書類を御用意ください。

※令和元年度授業料を納めていた、若しくは前年度の所得では授業料を納付することとなりそうな世帯が対象です。それ以外は高等学校等就学支援金の対象となる可能性がありますので、別途高等学校等就学支援金の申し込みをしてください。

- 家計急変した時から申し込みが可能です。

申請先

事務室にお申し出ください。書類をお渡しします。

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 家計急変世帯の 高校等の教育費を支援します！

公立高校に通う生徒の保護者の皆様へ

○家計急変世帯とは・・・

県立学校に在学する保護者等で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、自己の責めによらない会社等の倒産、失業及び所得が非課税世帯(※)の所得水準まで激減したことにより、学納金を納付することが困難となった者

※非課税世帯の目安：4人世帯で270万円未満程度

○家計急変世帯支援のため、申請が随時可能となりました。

## ①奨学給付金 <返済の必要はありません！>

- 生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する制度。
- 高等学校等就学支援金とは異なる制度ですので、別に申し込みが必要です。
- 【New!!】家計急変した時から申し込みが可能です。(通常は年1回、7月のみ)

【給付額：国公立】

| 世帯状況               | 給付額（年額）  |
|--------------------|----------|
| 生活保護受給世帯【全日・定時・通信】 | 32,300円  |
| 非課税世帯（第1子）【全日・定時】  | 84,000円  |
| 非課税世帯（第2子）【全日・定時】  | 129,700円 |

## ②教育奨学金 <高校卒業後、返済が必要です>

- 非課税世帯又は世帯収入が生活保護基準の1.5倍以下（4人世帯：425万～360万円未満程度）※お住まいの地域によって基準額が異なります。
- 家計急変後も申し込みが可能です。

【貸与額：国公立】

| 区分        | 貸与額（年額）  |
|-----------|----------|
| 国公立・自宅通学  | 216,000円 |
| 国公立・自宅外通学 | 276,000円 |

### 申請先

事務室にお申し出ください。書類をお渡しします。

8月以降も順次受け付けますが、給付（貸与）額は月数に応じた額となります。